

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月9日
【四半期会計期間】	第37期第3四半期（自平成29年10月1日至平成29年12月31日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第3四半期 累計期間	第37期 第3四半期 累計期間	第36期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	10,361,692	10,553,139	13,636,130
経常利益 (千円)	355,428	449,153	396,113
四半期(当期)純利益 (千円)	225,451	269,663	212,022
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,372,000	5,447,108	5,369,535
総資産額 (千円)	8,456,004	8,954,821	8,538,890
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	47.94	57.34	45.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	63.5	60.8	62.9

回次	第36期 第3四半期 会計期間	第37期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.87	17.71

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間の国内景気は、企業収益及び雇用環境の改善が続き、不確実性がありながらも緩やかな回復基調を維持しました。小売業界につきましては、台風など天候不順の影響を受けながらも、インバウンド需要や株高を背景とした高額消費が牽引する形で都市部百貨店などでは増勢が見られました。しかしながら、人手不足による人件費や物流関係費用等の増加により収益環境は二極化が進んでおります。

(直営店商品販売事業)

主力であるハウス オブ ローゼ直営店販売事業につきましては、主軸であるスキンケアラインの販売を推進しつつ「1店舗当たりの収益力強化」に努めており、スキンケア化粧品の売上高は前年同期より増加しました。また課題である新客数の増加については、SNSの活用を始めとした諸施策の効果もあり、当第3四半期会計期間においては新客数、新客売上高共に前年同期より増加しました。一方、前期に引き続き不採算店舗の退店を実施したことも影響し、売上高は前年同期比1.0%の微減となりました。

ネット通販事業は、自社ネット通販を中心に効果的な広告宣伝の強化に注力することで会員数が順調に増加、また独自の販売促進策も奏功し、売上高は前年同期比26.9%の増加となりました。

以上の結果、当事業売上高は81億10百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益は1億70百万円（同8.2%減）となりました。

(直営店サービス事業)

リラクゼーションサロン事業につきましては、事業改善に取り組んでおり、不採算店舗の退店やメニューの見直しを進める中で、既存店舗の客数が持ち直してまいりました。しかし店舗数が前年同期より3店舗減少したことが影響し、売上高は前年同期比6.4%の減少となりました。カーブス事業につきましては、7月に新店がほぼ計画通り順調に推移しており、既存店売上が若干苦戦する中、物販を強化するなどにより、売上高は前年同期比2.2%の増加となりました。

以上の結果、当事業売上高は11億84百万円（前年同期比2.4%減）、営業利益は66百万円（同32.8%減）となりました。

(卸売販売事業)

個人オーナー向け卸売部門は、店舗数及び客数が減少したため、売上高は前年同期比3.0%の減少となりました。また、量販店向け卸部門は、ボディケア化粧品を中心とした新MD「リラクスタイム」が出店先の都合等により展開ペースが計画より鈍化したこともあり、売上高は前年同期比1.8%の減少となりました。その他の一般向け卸売につきましては、試行中の中国向け越境EC事業者への卸売販売が引き続き順調に推移し、売上高は前年同期比の約2.3倍と大きく増加となりました。

以上の結果、当事業売上高は12億57百万円（前年同期比27.0%増）、営業利益は2億34百万円（同190.1%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は105億53百万円（前年同期比1.8%増）となりました。一方費用面では卸売部門の売上高増加に伴い売上原価率が増加しましたが、総経費が前年同期より減少したため、営業利益は4億70百万円（同29.1%増）、経常利益は4億49百万円（同26.4%増）、四半期純利益は、2億69百万円（同19.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものでなければならないと考えております。

取組みの具体的な内容

イ. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が出資しております。以上のように当社に集中して投入された経営資源（財産）の活用につきましては、剰余金の処分は株主総会での決議事項としておりますが、基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査役および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものといたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資さないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

ロ. 当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

ハ. 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年10月1日～ 平成29年12月31日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である平成29年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,200	47,012	同上
単元未満株式	普通株式 1,363	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,012	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式39株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	500	-	500	0.0
計	-	500	-	500	0.0

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.67%
売上高基準	- %
利益基準	0.65%
利益剰余金基準	0.34%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,281,469	2,239,902
売掛金	983,448	1,370,743
商品及び製品	1,515,663	1,726,435
その他	135,612	67,883
流動資産合計	4,916,194	5,404,963
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	376,016	365,647
土地	1,408,982	1,369,668
リース資産(純額)	30,486	40,984
有形固定資産合計	1,815,485	1,776,301
無形固定資産	15,224	50,121
投資その他の資産		
差入保証金	645,176	667,184
その他	1,147,519	1,057,117
貸倒引当金	709	867
投資その他の資産合計	1,791,986	1,723,434
固定資産合計	3,622,695	3,549,857
資産合計	8,538,890	8,954,821
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	318,145	378,544
電子記録債務	821,809	1,061,019
短期借入金	-	150,000
未払法人税等	146,049	44,522
賞与引当金	199,627	50,000
その他	508,749	551,517
流動負債合計	1,994,382	2,235,604
固定負債		
退職給付引当金	1,054,267	1,117,035
役員退職慰労引当金	59,884	66,864
その他	60,821	88,209
固定負債合計	1,174,973	1,272,108
負債合計	3,169,355	3,507,713
純資産の部		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,070,849	4,152,411
自己株式	566	655
株主資本合計	6,287,186	6,368,659
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	53,282	49,382
土地再評価差額金	970,933	970,933
評価・換算差額等合計	917,651	921,551
純資産合計	5,369,535	5,447,108
負債純資産合計	8,538,890	8,954,821

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	10,361,692	10,553,139
売上原価	2,902,794	3,006,518
売上総利益	7,458,897	7,546,621
販売費及び一般管理費	7,094,160	7,075,895
営業利益	364,736	470,726
営業外収益		
受取利息	2,181	1,216
受取配当金	2,224	2,545
不動産賃貸料	583	777
その他	2,985	3,505
営業外収益合計	7,975	8,045
営業外費用		
支払利息	1,146	1,048
リース解約損	15,422	26,562
不動産賃貸原価	714	368
その他	-	1,638
営業外費用合計	17,282	29,618
経常利益	355,428	449,153
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,792
特別利益合計	-	2,792
税引前四半期純利益	355,428	451,945
法人税、住民税及び事業税	106,345	126,932
法人税等調整額	23,631	55,349
法人税等合計	129,977	182,282
四半期純利益	225,451	269,663

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	72,620千円	36,607千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,051	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月2日
平成28年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,051	20.00	平成28年9月30日	平成28年12月6日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,050	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月6日
平成29年11月2日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,050	20.00	平成29年9月30日	平成29年12月6日

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	8,156,831	1,214,362	990,498	10,361,692
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	8,156,831	1,214,362	990,498	10,361,692
セグメント利益	199,945	98,791	65,998	364,736

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	8,110,874	1,184,841	1,257,423	10,553,139
セグメント間の内部売上高 又は振替高				
計	8,110,874	1,184,841	1,257,423	10,553,139
セグメント利益	170,097	66,433	234,196	470,726

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業セグメント利益又は損失の測定方法の変更)

第2四半期会計期間より、越境EC事業者への卸販売が大きく増加したことに伴い、報告セグメント別の経営成績より適切に反映させるため、全社費用のうち共通経費の配賦方法を変更しております。これにより、従来の方法に比べ、当第3四半期累計期間のセグメント利益(営業利益)は、「直営店商品販売事業」において62百万円減少し、「卸販売事業」において62百万円増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	47円94銭	57円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	225,451	269,663
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	225,451	269,663
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,702	4,702

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年11月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次の通り決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 94,050千円

(ロ) 1株当たりの金額 20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成29年12月6日

(注) 平成29年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社 ハウス オブ ローゼ
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 村 順 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第37期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。